

第2次太宰府市男女共同参画後期プラン

令和3年度進捗状況報告

この報告書は、太宰府市男女共同参画推進条例第15条に基づき年次報告として公表するものです。

太 宰 府 市

第2次後期プランの体系

目標	施策の方向	施策
1 男 女 共 同 参 画 の 意 識 を 社 会 に 実 現 す る	1 男 女 共 同 参 画 の 視 点 に 立 っ た 社 会 制 度 ・ 慣 行 の 見 直 し と 意 識 の 改 革	①意識啓発の推進 ②情報の提供 ③行政広報・出版物の表現に関する配慮 ④男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直し
	2 男 女 共 同 参 画 の 理 解 を 促 進 す る 教 育 ・ 学 習 の 充 実	①学校等における男女共同参画の推進 ②教職員等の男女共同参画に関する研修の充実 ③家庭・社会教育の場における男女共同参画の推進
	3 男 性 ・ 若 者 世 代 に と つ て の 男 女 共 同 参 画 の 推 進	①男性へのアプローチ ②若者世代へのアプローチ
2 あ ら ゆ る 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 の 促 進	4 政 策 ・ 方 針 決 定 過 程 へ の 女 性 の 参 画 の 拡 大 ※1	①市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進 ②市職員への女性の採用・登用・職域拡大・能力開発の推進 ③各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請 ④市民の参画機会の拡大
	5 雇 用 の 分 野 に お け る 女 性 の 活 躍 推 進 ※1	①事業所等における男女共同参画に関する理解促進 ②女性の職業能力開発の支援
	6 ワ ー ク ・ ラ イ フ ・ バ ラ ン ス の 推 進 ※1	①市職員の職場環境の整備と取組支援 ②市民・事業所等へのワーク・ライフ・バランスの理解促進
	7 職 業 生 活 と の 両 立 を 可 能 に す る 子 育 て ・ 介 護 へ の 支 援 ※1	①ひとり親家庭への支援 ②子育てへの支援 ③介護への支援
	8 地 域 ・ 防 災 分 野 へ の 男 女 共 同 参 画 の 推 進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災・防犯における男女共同参画の推進
	9 国 際 交 流 へ の 男 女 共 同 参 画 の 促 進	①外国人市民との交流
3 社 会 に お け る 互 い の 人 権 を 尊 重 し あ う	10 配 偶 者 等 か ら の 暴 力 の 根 絶 ※2	①配偶者等からの暴力防止のための意識啓発の推進 ②DV相談体制の充実 ③被害者の保護と自立支援体制の充実
	11 女 性 に 対 す る 人 権 課 題 へ の 取 組	①女性が被害を受けやすい人権課題の啓発と相談
	12 生 涯 を 通 じ た 男 女 の 健 康 支 援	①妊娠・出産への支援 ②健康課題への支援 ③心身の健康増進への取組
	13 共 生 社 会 へ の 推 進	①多様な立場の人々への理解促進 ②困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援 ③だれもが共に安心して暮らせる環境整備
プランの推進体制		①推進体制の整備・強化 ②市民との連携

太宰府市男女共同参画推進条例・男女がいいきいきと輝くまちづくりをめざして

※1 目標2の施策の方向4～7は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

※2 目標3の施策の方向10は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

第2次男女共同参画後期プラン 令和3年度進捗状況概要及び令和4年度重点目標と具体的取組

1. 令和3年度進捗状況概要

目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

施策の方向1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

市民意識啓発の取り組みとして「男女共同参画視点の防災」をテーマに男女共同参画市民フォーラムを実施しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和3年度は動画配信方式で行い、従来の講演会方式では少なかった若い世代の割合が増加しました。一方で会場での視聴を希望する方にはプラム・カルコア太宰府で視聴会を開催しました。

また、6月の「男女共同参画週間」に合わせて、男女共同参画推進センタールミナス、庁舎1階の市民ギャラリーにて啓発パネルを展示しました。例年実施している街頭啓発は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

新型コロナウイルスの影響が依然として続いているため、取り組みの方法については引き続き検討が必要です。

市の広報紙やホームページ、パンフレット等については、職員一人ひとりが常に男女共同参画の視点を踏まえ、「表現ガイドライン」に留意して作成しています。

施策の方向2. 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実

学校教育や保育においては、各学校、保育所の方針や計画に基づき、男女共同参画を含むあらゆる人権の視点に立った教育・保育を行っています。男女平等、固定的性別役割分担意識の払拭、個性と能力を発揮し、男女がお互いを尊重し協力する心を育むことができるよう、子どもの発達段階に応じ男女共同参画の視点に立った指導を心がけています。

また、令和3年度から男女共通のデザインで、ジェンダーレス化にも対応した制服を市立全中学校で採用しました。

男女共同参画社会の実現に向けた各種事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、多くの事業が当初の計画通りの実施が難しくなりましたが、実施可能な事業については、インターネットを活用した動画配信や、開催回数の増加などの工夫をしながら、広報紙・ホームページ掲載やチラシの設置等を行って学習の機会を広く周知しました。

施策の方向3. 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進

男性の家事自立支援事業として、男女共同参画推進センタールミナスでは男性向けや親子で楽しむ料理教室を、保健センターでは家事技術向上と健康食への意識を高めることも意識した男性のための料理教室を開催しました。また、父親の子育て応援事業として、子育て支援センターにおいては父親を対象とした子育て講座「パパとあそぼう！」を、保健センターにおいては妊娠中から両親と一緒に育児を行う重要性を学ぶ「パパママクラス」を、令和3年度も引き続き開催しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活リズムが変化したことで、家庭での関わり方にも変化が見られます。今後も、男性中心型の労働慣行の見直しや、性別による役割にとらわれず、男性が主体的に家事・育児・介護に関わることの大切さを考える契機となり、多様なライフスタイ

ルを選択できる生き方を提案できる事業を展開していきます。

市内大学や高校には「ちくし女性ホットライン」の周知カードやデートDVパンフレットの配架をお願いし、デートDV防止の啓発に努めました。今後も市主催の男女共同参画に関する事業への参加を呼び掛けていきます。また、新型コロナウイルスの影響により市内大学生の登校機会が減っている現状を踏まえて、今後キャンパスネットワーク会議の活用などにより学生が男女共同参画の意義を理解したライフプランを考えられるような取組を検討していきます。

目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向4. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の各種審議会等への女性の登用促進については、女性の意見等を市政に反映させるため、委員の改選時には団体選出に女性の推薦を依頼するなどして、積極的な登用を働きかけています。

一方、分野によっては女性の識見者が少ないことや、選出区分があて職の場合、指定される職に就任している女性が少ないという現状があります。

本市における各種審議会委員等の女性登用率は下表のとおり令和4年4月1日現在で26.8パーセントとなっています。前年比のポイント数を下げた昨年からの増加は0.7ポイントにとどまり、プランの目標値である40パーセントから大きく乖離しています。女性登用が進まない審議会を持つ所管課へ個別に働きかけるなど、目標値に近づけるための取組を検討します。

外郭団体・補助団体の女性役員等の登用率については39.7%となっており、決して低い水準ではありませんが、審議会と同様に個別に団体と比較すると登用状況に差があるため、個々の団体の性質を尊重したうえで、男女共同参画への理解を広げていきます。

本市における各種審議会委員等の女性登用率（%）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登用率	28.0	27.1	26.0	26.1	26.8

※いずれも4月1日現在

施策の方向5. 雇用等の分野における女性の活躍推進

企業、事業所に対する男女共同参画の理解促進については、労働に関する法制度やハラスメント相談窓口の周知記事を広報紙に掲載しました。筑紫地区企業同和問題推進委員会研修会を開催し、人権問題をとおして企業の社会的責任、働く女性の地位向上、すべての人が働きやすい職場づくりについての理解促進を図りました。

また、市の指名入札参加者審査申請事業所を対象に「太宰府市男女共同参画に関する事業所アンケート調査」を行いました。令和4年度には回答した事業所に報告書を事業所に送付し、啓発を図っていきます。

男女共同参画推進センタールミナスでは女性の職業能力開発と就業の支援として、医療事務講座、起業・副業セミナーを実施しました。

また、太宰府市男女共同参画推進センタールミナスではハローワーク福岡南、ルミナス、太宰府市の共催で「女性のための再就職セミナー」を実施しました。今後もハローワーク福岡南との連携を強化してきます。

施策の方向6. ワーク・ライフ・バランスの推進

市職員の職場環境整備については、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、多様なライフスタイルに対応する子育て・介護への支援、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に努め取り組むこととしています。今後も、全職員に対し、年次休暇の取得促進や、育児休業、介護休業制度の周知及び取得の促進に努めていきます。

また、太宰府市男女共同参画推進センタールミナスでは仕事と家庭の両立をテーマとするセミナーを開催し、市民への理解促進に努めました。今後もワーク・ライフ・バランスの市民啓発に努めていきます。

施策の方向7. 職業生活との両立を可能にする子育て・介護への支援

子育てや介護に関する支援については、社会保障制度の適正な運営のもと、地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めています。今後も引き続き、広報紙や出前講座等で各種制度の周知を図り、ひとり親家庭への支援、子育て・介護支援サービスの充実に努めていきます。

子育て環境の整備では、保育所入所待機児童対策として、太宰府市内の認可保育施設が入所保留となり、届出保育施設に通わせている方へ保育料の一部を補助する太宰府市待機児童支援補助事業を実施しています。

子育て支援事業では「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、概ね生後2カ月頃までの乳幼児がいる世帯に保育士や保健師、助産師などが訪問・連絡し、育児についての相談や情報提供を行いました。状況に応じて訪問回数を増やし、長期的に見守っていくなど、きめ細やかなサポートを心がけています。

子育て支援センターでは、子育てに関する相談のほか、つどいの広場、出前保育、戸外であそぼう会等を開催し、親子が交流しながら楽しく過ごせる場所を提供しましたが、参加希望者が多くキャンセル待ちが発生しているため、今後は開催回数の増など事業の充実に努めます。

また、令和4年4月1日から、18歳未満のすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、専門的な相談対応や継続的な支援を一体的に行う「太宰府市子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。18歳未満すべての子どもとその家庭及び妊産婦の様々な悩みや子育てに関する相談に、専門的な知識を持つ相談員が対応していきます。

介護への支援においては、包括支援センターを中心に、高齢者のための介護予防教室や健康相談会、地域出前講座などを毎年実施して、介護予防や健康活動についての啓発に努めており、引き続き広報紙やパンフレット配布などでも周知・啓発を行っていきます。

これからは男性の介護者が増えることも予想されます。性別にとらわれずに介護の負担が軽減できるよう、相談窓口の包括支援センターの周知にも努めていきます。

施策の方向8. 地域・防災分野への男女共同参画の推進

地域社会活動においては、広報紙や隣組回覧等を通じて、環境美化活動や健康づくりなどの事業に対し、性別を問わず幅広い市民に協力を求めています。参加者の固定化や

若い世代の参加が少ないことから、地域に入りやすい環境づくりと、若い世代の地域活動への参画を、自治会とも協働して進めていきます。

校区自治協議会においては人権政策課が「男女共同参画視点の防災」をテーマに10分プレゼンを実施しました。

防災分野においては、地域防災計画、避難所運営マニュアル等において男女の違いに配慮した避難所運営を明記しています。自主防災組織の設置や運営に、女性や若い世代の積極的な参画を求め、平常時から女性の視点を組み込んだ運営がされるよう助言しています。

性犯罪防止の取組として、防犯カメラを4基5台新設し、現在市内に合計21基39台を設置しています。また、地域の防犯委員会などで最新の犯罪情報を共有しています。今後は、学生などの若年層や子育て世代等への啓発手段を検討していきます。

施策の方向9. 国際交流への男女共同参画の促進

国際交流事業への参画促進では、(公財)太宰府市国際交流協会が主催する国際交流促進事業をとおり、在住外国人が同じ地域に暮らす住民として社会参画を促す仕組みづくりに取り組んでいます。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんどの交流事業が開催できませんでしたが、書道のような静かな体験事業やオンラインを活用する事業など、コロナ禍でも実施可能な事業を開催しました。また、各種事業の参加状況については、留学生や市民の参加がありましたが、在住外国人にも参加を促す仕組みを作るなど、新規参加者の増加につながるような事業の展開が課題です。

目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向10. 配偶者等からの暴力の根絶

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中には市役所市民ギャラリーや男女共同参画推進センタールミナスで、啓発パネル展を開催しました。

また、新成人に「デートDV」のパンフレットを配布することで、若年層におけるDVについての正しい理解促進に努めました。

市内の小学校4校・中学校1校において、福岡県が実施する「性暴力対策アドバイザー」を活用した研修を実施し暴力防止の啓発に取り組みしました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で在宅勤務等が増加したことにより、DVの増加や被害者の孤立が課題となっています。DV相談体制の充実については、広報紙やホームページに相談情報を掲載するとともに、相談窓口周知用カードと啓発シールの設置・配架を進めました。令和3年度については新たに市内産婦人科にも相談窓口周知用カードと啓発シール設置の協力を得ることができました。今後も相談窓口の周知に努めていきます。

また、男女共同参画推進センタールミナスにおいては、面談式のDV相談事業を実施しており、悩みを抱える方が気軽に安心して相談できるよう、専門の相談員を月2回配置する体制をとっていました。DV被害者がいつでも支援を求められるように、新型コロナウイルスによる影響で男女共同参画推進センタールミナスが閉館した際にも継続して相談事業を行いました。

令和4年度には女性相談員を人権政策課に専任で配置することでさらにきめ細やか

な支援を行っていきます。

また、被害者の状況に応じて庁内の関係課や外部機関と連携し、個人情報の保護を徹底しながら、相談者の状況に応じた支援を引き続き行っていきます。

施策の方向 11. 女性に対する人権課題への取組

市民意識啓発では、6月の「男女共同参画週間」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて広報紙やホームページに啓発記事を掲載するとともに、市役所市民ギャラリーや男女共同参画推進センタールミナスにおいてパネル展の開催と啓発冊子等の配架を行い、女性を取り巻くあらゆる暴力防止の理解促進に努めました。

また、性暴力被害や職場におけるハラスメント、人権侵害などに対する専門相談機関や相談窓口の周知については、庁舎1階ロビーや人権政策課窓口に常設配架するとともに、広報紙やホームページ、パネル展においても、情報提供を図っています。

施策の方向 12. 生涯を通じた男女の健康支援

母性保護の啓発については、母子健康手帳交付の機会を活用して、健康管理や働く女性のための産休や育休制度について情報提供やアドバイスを行っています。

赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査、妊婦相談等の母子保健事業の中で、個々の家庭や母親の状況に応じた性感染症や家族計画などについての情報提供と相談を行いました。

特定保健指導として結果説明会や相談会を実施しました。令和3年度の特定健診やがん検診の受診率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から例年と比較することは難しいですが、安心して受診ができる環境づくりに努めたうえで未受診者への勧奨を行っていく必要があります。

心身の健康増進への取組としては、地域に根差した精神科医師によるこころの相談事業を保健センターで実施しました。「太宰府市自殺対策計画」に沿って、自殺防止のための啓発、情報発信や、医療機関等との情報交換、及び「自殺対策連絡会議」を開催して庁内連絡体制を整えていきます。特に若年者が利用しやすい相談体制の検討が必要です。

施策の方向 13. 共生社会への推進

共生社会の実現には、多様な立場の人の人権課題と男女共同参画の課題とを包括的に考え理解することが必要です。

障がい者の問題については、12月の「障がい者週間」などに合わせて広報紙に関連記事を掲載し、啓発を行いました。

困難を抱える人への支援については、DV被害、貧困、障がい、高齢、ひとり親、性的マイノリティ、外国人など様々な境遇によって支援も複雑化しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、生活困窮に関する相談が大きく増え、新たな支援にも取り組みました。今後も個人の状況に応じた相談・配慮を行いながら、関係課や関係機関との連携を図り、問題解決に向けた自立支援や情報提供に努めます。

また、令和4年度4月に福岡県においてパートナーシップ宣誓制度が導入されたことに伴い、性的マイノリティに関してより一層の理解・配慮が求められています。本市としても性的マイノリティに関する取り組みを今後検討していきます。

また、都市計画や道路、公園、公共施設等の整備にあたっては、男女共同参画の視点をはじめ、誰もが共に安心して暮らせる生活空間の環境整備に努めています。

プランの推進体制

プランの進行管理は、各所管課の実績を取りまとめ、推進本部幹事会、本部会議を経て男女共同参画審議会に報告し意見等を求めます。審議会です了承を得た取組状況は市ホームページで公開するとともに、審議会における意見、提言を庁内会議にフィードバックし報告しています。

男女共同参画推進センターの管理運営については、指定管理者、ルミナスと連携しながら、本市の男女共同参画の拠点施設としての機能充実を図るとともに、「指定管理者制度運用ガイドライン」に沿って事業内容の評価検証を行っていきます。

市職員への啓発については採用3年未満の職員を対象としたDV研修を総務課と合同で実施しました。引き続き、市職員の意識向上に努めていきます。

2. 令和4年度重点目標と具体的取組

令和4年度の重点目標を次のとおり設定し、課題解決のために取り組んでいきます。

目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

令和4年度重点目標 市民の男女共同参画理解への促進

市民意識を引き続き向上させるために、下記の具体的取組を行っていきます。

<具体的取組>

- ・市ホームページにて「男女共同参画週間」啓発ページの作成
6月23日(木)～29日(水)
- ・ルミナス主催「男女共同参画セミナー」
6月25日(土)、11月19日(土)、1月21日(土)
- ・太宰府市男女共同参画市民フォーラム
12月3日(土)

目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

令和4年度重点目標 女性の活躍推進のための啓発

女性の活躍や企業事業所への理解を進めるために、下記の具体的取組を行っていきます。

<具体的取組>

- ・各種審議会等への女性の積極的登用
- ・太宰府市男女共同参画に関する事業所アンケート報告書送付調査
- ・校区自治協議会役員会での10分プレゼンテーションの実施

目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

令和4年度重点目標 DV相談機関周知の充実

DV被害者支援を充実強化するために、下記の具体的取組を行っていきます。

<具体的取組>

- ・DV被害者支援庁内連携会議の開催
8月以降予定
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間パネル展の実施
11月11日(金)～11月25日(金)
- ・DV防止街頭啓発の実施
11月下旬予定
- ・デートDV防止啓発パンフレットの作成・配布
- ・DV相談機関周知の充実
- ・職員の相談援助技術向上のための研修参加

プランの推進体制

令和4年度重点目標 男女共同参画推進センタールミナスの充実、市職員の意識向上

男女共同参画の拠点施設としての整備を行うとともに、推進体制を充実させます。

<具体的取組>

- ・ルミナスからの情報発信の充実
- ・ルミナス登録団体代表者会議の実施
- ・ルミナス主催事業の実施
令和5年3月予定
- ・男女共同参画職員研修の実施
令和4年8月予定